

適格消費者団体認定を受けての会長声明

2018年2月26日

群馬弁護士会 会長 釘 島 伸 博

1, 平成30年2月5日, 群馬県において, 特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会が, 内閣総理大臣により全国17番目, 北関東としては初の適格消費者団体として認定を受けた。

適格消費者団体とは, 事実を反することを告知して勧誘する行為や, 事業者の責任を一切排除するといった契約条項等の使用を訴訟にて差止めを求めることができる団体である。消費者被害は, 既に生じてしまった被害を回復することのほか, 同種の被害が起きないように将来に向けて被害が拡大しないよう防止する両面から対応することが不可欠である。適格消費者団体は, まさに後者の被害防止の活動が期待されるものである。

2 ところで, 近時の報道でも, はれのひ株式会社, ジャパンライフ株式会社など多数の消費者が, 被害に巻き込まれる事案が頻出している。また, 2016年の消費者被害の推計額は, 年間4.8兆円にも上るとされ, 2013年の推計以来最低額ではあるものの, 依然として, 経済活動・消費活動に多大な悪影響を及ぼしている。

この点, 消費者被害との言葉は, 消費者対事業者との構図で整理されがちではある。しかし, 法律を遵守している企業・事業者からすれば, 一部の法律を遵守しない企業・事業者の活動の是正がなされることで, 健全・適正な市場の形成や, 業界全体に対する風評被害を防止することができるメリットを有する。すなわち, 消費者被害の撲滅は, 社会全体が取り組む喫緊の課題の一つである。

3 当会は, 関東弁護士会連合会とともに, 2014年4月19日に「なくせ消費者被害, 取り戻せ損害」と題してシンポジウムを開催し, 我が県での適格消費者団体の設立に向けた活動を後押ししてきたところである。

今後は, 関係行政機関との連携・協働を進めるだけでなく, 新しく誕生したこの適格消費者団体とも協力関係を築き, 県内の消費者被害の防止・救済と適正な市場形成を促すための活動に取り組んでいく所存である。

以上